単一型健康保険組合	（略）	全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
総合型健康保険組合又は日本私立学校振興・共済事業団	（略）	全ての総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る特定健康診査の実施率の平均値
（略）	（略）	全ての共済組合に係る特定健康診査の実施率の平均値

三　（略）

5　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する各保険者に係る加入者の健康の保持増進のために必要な事業の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、事業の取組状況及び改善状況等を勘案し、厚生労働大臣が定めるものとする。

6　保険者は、第四項各号に掲げる基準又は前項の基準のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、速やかに、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出るものとする。

7　厚生労働大臣は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出が第四項各号に掲げる基準又は第五項の基準に該当すると認めるときは、その旨を前項の規定による申出をした保険者に通知するものとする。

（算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

第四十条の二の二　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率とする。

一　当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の四十五未満	百分の五
	百分の四十五以上百分の五十七・五未満	百分の一
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の四十二・五未満	百分の五
	百分の四十二・五以上百分の五十未満	百分の一

二　当該年度の前年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

三　（略）

（新設）

5　保険者は、前項各号に掲げる基準のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、速やかに、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出るものとする。

6　厚生労働大臣は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出が第四項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、その旨を前項の規定による申出をした保険者に通知するものとする。

（新設）